

公務員給与改定の勧告に当たって

人事院総裁談話（平成17年 8月15日）

1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、公務員給与の改定を勧告しました。

本年は、公務員と民間の給与比較において、2年振りに公務員の月例給が民間を上回っていることが明らかになりました。そのため、基本給（俸給表）をマイナス改定するとともに、配偶者に係る扶養手当の引下げを行うこととしました。一方、特別給（ボーナス）については、民間が公務を上回っていたため、0.05月分引き上げることとしました。

2 今回の勧告では、給与制度について、俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革を行うこととしました。

昨今続発した公務員不祥事等もあり、国民の公務員に対する批判には極めて厳しいものがあります。なかでも公務員給与の在り方については、公務員の給与水準は、地域の民間賃金と比較して高いのではないか、また、公務員は勤務実績に関係なく年功的に昇給していくなど民間企業の実態と乖離しているのではないか等の批判が各方面から出されています。

今回、こうした国民の批判にこたえるべく、公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とした改革を行うこととしました。昭和32年に現在の給与制度が確立して以来、50年振りの大きな改革となりますが、今後とも必要な見直しを適切に行い、公務員給与制度に対する国民の信頼が高まるよう更に努力を続けてまいりたいと思います。

3 また、公務員の人事管理全般について、時代の要請に的確に対応した改革を進めることは引き続き重要であると考えます。

複雑・高度化する行政ニーズにこたえるため、公務員は、国民本位の効率的行政を支える専門集団となる必要があり、所管行政に関わる深い知識・経験に加え、国家的視野と市民感覚を持って業務に当たることが不可欠です。

4 公務員の給与システムを、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告により決定することは、国民の支持を得られる適正な給与水準を保障するほか、時代の変化に応じた適正な給与制度を実現するものであり、全国津々浦々で国民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している職員の努力や実績に的確に報いるとともに、行政運営の安定に寄与するものと確信します。

公務員諸君においては、改めて、国民全体の奉仕者たる自己の使命を再確認し、厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、効率的な業務遂行と行政サービスの向上に努め、国民の公務に寄せる期待と要請にこたえるよう、一層職務に精励されることを要望します。なお、近時、公務員による不祥事が続いていることは極めて遺憾なことであり、任命権者においても、職員の不祥事に対して厳正な対処を行うほか、公務における不祥事は行政全般に対する国民の信頼を失墜させるものであることを深く認識し、万全の防止策を講じていくよう強く要請します。

国民各位におかれては、人事院が行う勧告の意義と公務員が行政各部においてそれぞれの職務を通じ、国民生活を支えている実情について深いご理解をいただきたいと思います。